

お知らせコーナー

児童扶養手当の手当月額について

児童扶養手当月額の見直しはありませぬ。

【児童1人目】

- ・全部支給 43,160円
- ・一部支給 43,150円～10,180円

【児童2人目】

- ・全部支給 10,190円
- ・一部支給 10,180円～5,100円

【児童3人目以降】

- ・全部支給 6,110円
- ・一部支給 6,100円～3,060円

特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額について

特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の月額の見直しはありませぬ。

- ①特別児童扶養手当(1級):52,500円
- ②特別児童扶養手当(2級):34,970円
- ③特別障がい者手当:27,350円
- ④障がい児福祉手当:14,880円
- ⑤経過的福祉手当:14,880円

①②は20歳未満で法令の定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。

③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

問合せ 保健福祉課(福祉)2階28番窓口

☎06-4399-9857 FAX06-6629-4580

個人市・府民税の申告期限を4月15日(土)まで延長します

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市税事務所への来所をお控えいただき、送付または大阪市行政オンラインシステム(事前登録が必要です)〔扶養控除や医療費控除など各種控除の申告や前年中に課税対象の収入がある方の申告にはご利用いただけませぬ〕による申告をお願いします。

※区役所臨時申告会場での申告受付は終了しています。※3月16日以降に申告された場合は、令和3年度分の個人市・府民税の決定・通知や課税(所得)証明書の発行時期が遅れることがあります。

問合せ あべの市税事務所市民税等グループ(個人市民税担当) ☎06-4396-2953 FAX06-4396-2866

からすネット(防鳥用ネット)を貸し出しています

からすによるごみの散乱を防止するため、大阪市が収集するごみの持ち出し場所(概ね5世帯以上で利用されている場所)に、からすネットを無償で貸し出しています。



また、既に貸し出しているからすネットの再貸与が可能(要件を満たしている場合のみ)となりました。詳しくは、二次元コードからご確認ください。

問合せ 中部環境事業センター

☎06-6714-6411 FAX06-6714-7787



詳しくは、プロジェクトHPをご覧ください



みんなで広げよう、シトラスリボンプロジェクト

新型コロナウイルス感染者や医療従事者に対する差別や偏見のない社会をめざして、大阪市もプロジェクトに賛同しています。

介護保険料が変わります(令和3～5年度)

65歳以上の方(介護保険第1号被保険者)の介護保険料は、3年ごとに介護保険事業計画に基づき設定しています。

令和3～5年度の介護保険料年額は次のとおりです。

令和3～5年度介護保険料(年額)の計算方法
基準となる月額保険料8,094円×12月=年額97,128円(基準額)
基準額(97,128円)(年額)×所得に応じた割合(0.35～2.30)

保険料段階	対象者	令和3～5年度	
		割合	年額
第1段階	○高齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が市町村民税非課税の方 ○生活保護の受給者	0.35	33,995円
第2段階	本人が市町村民税非課税 同じ世帯にいる方 本人の合計所得金額等(※1)+公的年金等収入額が80万円以下	0.35	33,995円
第3段階		0.50	48,564円
第4段階	同じ世帯に市町村民税非課税者がいる方 第2段階・第3段階以外の方	0.70	67,990円
第5段階		0.85	82,559円
第6段階	本人の合計所得金額125万円以下の方	1.00	97,128円
第7段階		1.10	106,841円
第8段階	本人の合計所得金額125万円を超え200万円未満の方	1.25	121,410円
第9段階		1.50	145,692円
第10段階	本人の合計所得金額200万円以上300万円未満の方	1.60	155,405円
第11段階		1.75	169,974円
第12段階	本人の合計所得金額300万円以上400万円未満の方	1.80	174,831円
第13段階		1.90	184,544円
第14段階	本人の合計所得金額400万円以上500万円未満の方	2.00	194,256円
第15段階		2.30	223,395円

☆保険料額は、3年ごとに見直されます。次の見直しは令和6年度になります。

※1 合計所得金額から公的年金等の所得金額を控除した額

●介護保険料決定通知書を送付します

介護保険の第1号被保険者の方(大阪市にお住まいの65歳以上の方)で、口座振替または納付書で保険料を納付いただいている方(普通徴収の方)には、介護保険料決定通知書を4月中旬に送付します。

なお、年金から納付いただいている方(特別徴収の方)には、保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

問合せ 保健福祉課(介護保険)2階29番 ☎06-4399-9859 FAX06-6629-4580

市民向け無料相談

*ご利用は市内在住の方に限ります

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となる可能性があります。ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

司法書士による法律相談は令和3年4月から毎月第3木曜日(祝日のみ)の開催となります。

相談名	日時	申込方法、場所など	予約・問合せ
弁護士による法律相談※1	4月6日・13日・20日・27日、5月11日(土) 13:00～17:00 (最終時間枠は16:30)	場所/区役所 5階53番窓口 申込方法/当日9:00から電話で(先着順)に予約受付します。 ★1名(組)30分以内。 ★予約頂けるのは、1枠(30分単位)です。	総務課(広聴広報) 5階53番窓口 ☎06-4399-9683 ※電話が混み合い、つながりにくくなる場合があります。
司法書士による法律相談※2	4月15日、5月20日(土) 13:00～16:00 (最終時間枠は15:30)		
税務相談※3	4月中止、5月12日(水) 13:00～16:00(受付は15:30まで)		予約は不要です。直接窓口へお越しください。
行政相談※4	4月8日、5月13日(土) 13:00～15:00(受付は14:30まで)	場所/区役所 5階53番窓口	【問合せ】総務課(広聴広報) 5階53番窓口 ☎06-4399-9683
不動産相談※5	4月21日、5月19日(土) 13:00～16:00(受付は15:00まで)		
行政書士による相続遺言帰化相談※6	4月22日、5月27日(土) 13:00～15:00(受付は14:45まで)		
日曜法律相談	4月25日(日) 9:30～13:30	場所/都島区役所(都島区中野町2-16-20) 西成区役所(西成区岸里1-5-20) 定員/各会場16組(先着順)	4月22日(土)・23日(日) 9:30～12:00 【予約専用】 ☎06-6208-8805
外国籍住民法律相談	4月7日(水) 13:00～16:00 4月21日(土) 17:00～20:00 5月6日(土) 13:00～16:00	場所/大阪国際交流センター内 インフォメーションセンター(天王寺区上本町8-2-6) 定員/4組	【予約専用】 ☎06-6772-1127 【問合せ】 ☎06-4301-7285
ひとり親家庭相談(離婚前相談もしています)	毎週(水・木・金)(祝日除く) 9:15～17:30	場所/区役所 2階28番窓口	保健福祉課(子育て支援) 2階28番窓口 ☎06-4399-9838
花と緑の相談	4月21日、5月19日(土) 14:00～15:30	場所/区役所	長居公園事務所 ☎06-6691-7200
ごみの分別相談とフードドライブ※7	4月13日(水) 14:00～16:00	場所/区役所 正面玄関窓口案内横	中部環境事業センター(普及啓発担当) ☎06-6714-6411
専門相談員による人権相談	電話、FAX、メール、面談で相談をお受けします。(土曜日、年末年始(12月29日～1月3日)は休み) 区役所での相談を希望される方は電話、FAXで事前にお申込みください。(先着順)		大阪市人権啓発・相談センター ☎06-6532-7830 FAX06-6531-0666 7830@osaka-jinken.net 9:00～21:00 9:00～17:30

※1…土地・建物、金銭貸借、相続・遺言、離婚・親権などの相談 ※2…不動産登記、相続、成年後見などの相談 ※3…一般的な税務相談 ※4…国の行政などへの相談 ※5…不動産に関する一般的な相談 ※6…遺言書や遺産分割協議書作成などに関する相談 ※7…(フードドライブ)家庭で余っている食べ物等を持ち寄り施設等に寄付する活動

固定資産税・都市計画税(第1期分)納期限は4月30日(金)です。

安まちメールを活用して、防犯や交通事故の対策をしましょう!!

安まちメールに登録しましょう!安まちメールは、「犯罪発生情報」「防犯対策情報」「交通事故情報」を電子メールでリアルタイムにお知らせする、大阪府警察の情報提供サービスです。

問合せ 区民企画課 5階54番 ☎06-4399-9970 FAX06-6629-4564

